様式第２号（第６条関係）

（第１面）

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年　　月　　日

　下妻市長　　様

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

　下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下この様式において「条例」という。）第７条第１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の目的 | 　 |
| 事業区域の位置 | 　 |
| 事業区域の面積（実測） | 　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 事業を行う期間 | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 事業に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所 | 　 |
| 事業に用いる土砂等の数量 | 　　　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 事業の施工に関する計画 | 　 |
| 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画 | 　 |
| 事業の請負人 | 住所氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) |
| 施工管理者の氏名及び電話番号 | 氏名電話番号 |

備考　事業の施工に関する計画並びに事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

（第２面）

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | 1　事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図2　申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書3　申請者が条例第8条第6号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書4　申請者が条例第8条第6号アからシまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第3号)5　申請者が条例第8条第6号ケに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書6　申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書7　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては，法人の登記事項証明書)8　申請者に下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成29年下妻市規則第20号。以下この様式において「規則」という。)第7条第7項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書9　土地所有者一覧表10　事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し11　申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面12　申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し13　施工管理者であることを証する書面14　土地の所有者の同意書 (様式第4号) の写し15　隣接地権者の同意書(様式第4号の2)及び周辺住民の同意書(様式第4号の3)の写し並びに同意取得の範囲を示す図面16　事業に用いる土砂等の搬入計画(様式第5号) |

（第３面）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 17　土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書(様式第6号)18　土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第6号の2)19　事業に用いる土砂等の搬入経路図20　事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書21　事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図22　事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書23　事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図24　事業に用いる土砂等の予定容量計算書25　事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第7号)及び地質分析結果証明書(様式第8号。計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該事業に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)26　擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書27　法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類28　事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類29　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |

（第４面）

|  |
| --- |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 性別 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |
| 　　(法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)  | 主たる事務所の所在地 |
| 名称 |
|  |  |
|  |  |
| 法定代理人(申請者が条例第8条第6号ケに規定する未成年者である場合) |
| 　　(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 性別 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |
| 　　(法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)  | 主たる事務所の所在地 |
| 名称 |
|  |  |
|  |  |
| 　　役員(法定代理人が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 性別 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
| 役員(申請者が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 性別 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |

（第５面）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。) |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 円 |
| (ふりがな)氏名又は名称 | 生年月日 | 性別 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
|  |  | 男・女 |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |  |
|  |  |  |
| 規則第7条第7項に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 性別 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |
|  |  | 男・女 |  |
|  |  |  |

備考　１　各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

　　　２　「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。